

## 健全化判断比率等の算定方法

### ○健全化判断比率

	一般会計等の実質赤字額	(	0 千円)
実質赤字比率 =			
	標準財政規模	(	12,510,627 千円)

- ・ 一般会計等：一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

〈参考〉一般会計等の実質収支

		歳 入	歳 出	形式収支(歳入-歳出)	翌年度に繰り越すべき財源
一般会計	a	22,345,576	21,816,491	529,085	81,967
住宅新築資金等貸付事業特別会計	b	25,658	22,671	2,987	0
繰入れ・繰出し調整控除額	c	18,542	18,542	0	0
差 引	a+b-c	22,352,692	21,820,620	532,072	81,967
実質収支(形式収支-翌年度に繰り越すべき財源)					450,105

→実質赤字はなし

	連結実質赤字額	(	0 千円)
連結実質赤字比率 =			
	標準財政規模	(	12,510,627 千円)

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

〈参考〉一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質収支

一般会計	447,118 千円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,987 千円
国民健康保険特別会計（事業勘定）	24,358 千円
国民健康保険特別会計（直診勘定）	8,257 千円
老人保健特別会計	0 千円
後期高齢者医療特別会計	3,169 千円
介護保険特別会計（保険事業勘定）	34,730 千円
介護保険特別会計（サービス事業勘定）	6,363 千円

→すべての特別会計で実質赤字なし

〈参考〉公営企業の特別会計の資金剰余（不足）額

水道事業会計	381,801 千円
公共下水道事業特別会計	2,675 千円
農業集落排水事業特別会計	1,765 千円
美馬温泉保養センター事業特別会計	0 千円
一の森ヒュッテ事業特別会計	889 千円
簡易水道事業特別会計	2,469 千円

→すべての公営企業会計で資金不足額なし

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}^* + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

※繰上償還を除く。

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

(実質公債費比率の算定)

(単位：千円)

区 分		決 算 額		
		平成22年度	平成21年度	平成20年度
分子	① 元利償還金 (繰上償還除く)	2,523,811	2,681,336	2,867,975
	② 準元利償還金	837,147	844,322	819,951
	満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金相当額	0	0	0
	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金 ※1	287,366	255,459	247,030
	一部事務組合の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金 ※2	487,730	523,693	505,043
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	62,051	65,170	67,878
	一時借入金の利子	0	0	0
	③ 特定財源	52,146	77,678	103,439
	国・県からの利子補給	3,761	7,999	4,221
	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	8,688	8,688	8,731
	市営住宅使用料	39,697	44,983	56,550
	その他 (住宅新築資金貸付金元利収入)	0	16,008	33,937
	④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,144,053	2,077,791	2,092,282
	A 小 計 [(①+②) - (③+④)]	1,164,759	1,370,189	1,492,205
分母	⑤ 標準財政規模	12,510,627	11,884,147	11,642,263
⑥ ④と同じ	2,144,053	2,077,791	2,092,282	
B 小 計 [(⑤-⑥)]	10,366,574	9,806,356	9,549,981	
C 実質公債費比率 (単年度) 【A/B×100】	11.23572	13.97246	15.62521	
<b>実質公債費比率 (3か年平均)</b>		<b>13.6</b>		

※1 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金の内訳

(単位：千円)

特別会計名	平成22年度	平成21年度	平成20年度
国民健康保険特別会計 (直診勘定)	1,436	2,841	1,503
公共下水道事業特別会計	119,623	110,299	101,382
農業集落排水事業特別会計	75,052	50,079	55,957
簡易水道事業特別会計	89,298	89,765	86,857
水道事業会計	1,957	2,475	1,331
計	287,366	255,459	247,030

※2 一部事務組合の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金または負担金

(単位：千円)

一部事務組合名	平成22年度	平成21年度	平成20年度
美馬環境整備組合	479,352	500,912	482,301
西阿老人ホーム組合	0	387	333
美馬西部消防組合	648	951	966
美馬西部特別養護老人ホーム組合	7,730	21,443	21,443
計	487,730	523,693	505,043

	将来負担額	－	(充当可能基金額)
	34,004,544 千円		4,370,078 千円
	＋ 特定財源見込額＋地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額)		
	369,958 千円		20,254,916 千円
将来負担比率	＝ $\frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$		
	12,510,627 千円		2,144,053 千円

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(将来負担比率の算定)

(単位：千円)

区 分		平成22年度 決 算 額	【参考】 平成21年度
分子	① 将来負担額	34,004,544	34,290,083
	一般会計等の地方債年度末残高	25,142,665	24,735,564
	債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額	125,562	186,746
	公営企業債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額	3,639,501	3,708,194
	一部事務組合の地方債の元金償還金に対する負担見込額	744,758	1,243,609
	退職手当支給予定額(期末要支給額)のうち一般会計等負担見込額	4,285,529	4,305,158
	設立法人の負債等に対する一般会計等負担見込額	66,529	110,812
	連結実質赤字額	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	0
	② 充当可能財源	24,994,962	23,044,856
充当可能基金年度末現在高	※1 4,370,088	3,400,351	
充当可能特定歳入の見込額	※2 369,958	231,785	
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	20,254,916	19,412,720	
A 小 計 【①－②】	9,009,582	11,245,227	
分母	③ 標準財政規模	12,510,627	11,884,147
	④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,144,053	2,077,791
B 小 計 【③－④】	10,366,574	9,806,356	
C 将来負担比率 【A/B*100】	86.9	114.7	

※1 充当可能基金年度末現在高の内訳

基金名	基金残高(千円)
財政調整基金	1,351,467
減債基金	1,212,171
ふるさと振興基金	248,036
国民健康保険事業財政調整基金	577,767
その他の基金	980,637
計	4,370,078

※2 充当可能特定歳入の見込額の内訳

特定財源名	充当可能見込額(千円)
市営住宅使用料	174,665
ふるさと融資償還金	160,000
住宅新築資金等貸付金償還金	23,213
住宅新築資金等貸付助成事業補助金	9,680
県単土地改良事業補助金	2,400
計	369,958

## ○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### ・資金の不足額

(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰り延べ額・事業繰越額+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

### ・事業の規模

(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

〈資金不足比率の算定〉

#### [法適用企業]

特別会計名	流動負債	算入地方債	流動資産	資金不足(剰余)額
水道事業会計	23,766	0	405,567	△ 381,801

↑  
マイナス=資金剰余

#### [法非適用企業]

特別会計名	繰上充用額	支払繰延額	事業繰越額	算入地方債
公共下水道事業特別会計	0	0	0	0
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0
美馬温泉保養センター事業特別会計	0	0	0	0
一の森ヒュッテ事業特別会計	0	0	0	0
簡易水道事業特別会計	0	0	0	0

←すべての特別会計で資金不足なし

対象範囲のイメージ

一般会計等	一般会計	実質赤字	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	比率			
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率
		老人保健特別会計			
		後期高齢者医療特別会計			
		介護保険特別会計			
	公営企業会計	公共下水道事業特別会計			
		農業集落排水事業特別会計			
		美馬温泉保養センター事業特別会計			
		一の森ヒュッテ事業特別会計			
		簡易水道事業特別会計			
	水道事業会計				
一部事務組合	美馬環境整備組合	資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	西阿老人ホーム組合				
	美馬西部消防組合				
	美馬西部特別養護老人ホーム組合				
第三セクター	(有)ミマコンポスト	資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	ふるさとわかまち(株)				